

## ○養育医療を申請される方へ

ご出産、おめでとうございます。養育医療の申請には、『申請書類の配布』

- ・『申請』・『医療券の交付』と3回お越しいただくこととなります。

- 申請・交付には、原則、保護者の方がお越しく下さい。
- お子様の入院中に速やかに申請してください。
- 退院後の申請は受け付けできません。
- 速やかな申請が難しい場合は、必ず事前にご連絡ください。
- 出生後1か月を過ぎての申請は、申請時点からの適用となります。

1回目	申請書類の配布	申請等について説明いたします。お子様の入院先医療機関名や誕生日などを伺いますので、わかる方がお越しく下さい。										
2回目	申請の受理	<table border="1"> <tr> <td>養育医療給付申請書</td> <td>申請者の印鑑（認印で可）</td> </tr> <tr> <td>養育医療意見書 （指定医療機関の医師が作成したもの）</td> <td>市町村民税額を証明する書類の原本</td> </tr> <tr> <td>世帯調書</td> <td>お子様（対象者）の健康保険証 ※未発行の場合は、扶養する保護者のものでも可</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <b>■個人番号（マイナンバー）の確認書類（世帯調書に記載のある方全員分）</b>                      ・通知カード（紙製）または個人番号カード（顔写真付きのプラスチック製）                      または、個人番号が記載されている住民票の写し                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <b>■身元確認書類（申請者） → 以下の①のうち1点、または②のうち2点</b>                      ①公的機関発行の顔写真付きのもの                      （個人番号カード・運転免許証・在留カード・身体障害者手帳・パスポート・写真付き住民基本台帳カードなど、どれか1点）                      ②顔写真がついていないもの（健康保険証・年金手帳など）                 </td> </tr> </table>	養育医療給付申請書	申請者の印鑑（認印で可）	養育医療意見書 （指定医療機関の医師が作成したもの）	市町村民税額を証明する書類の原本	世帯調書	お子様（対象者）の健康保険証 ※未発行の場合は、扶養する保護者のものでも可	<b>■個人番号（マイナンバー）の確認書類（世帯調書に記載のある方全員分）</b> ・通知カード（紙製）または個人番号カード（顔写真付きのプラスチック製） または、個人番号が記載されている住民票の写し		<b>■身元確認書類（申請者） → 以下の①のうち1点、または②のうち2点</b> ①公的機関発行の顔写真付きのもの （個人番号カード・運転免許証・在留カード・身体障害者手帳・パスポート・写真付き住民基本台帳カードなど、どれか1点） ②顔写真がついていないもの（健康保険証・年金手帳など）	
養育医療給付申請書	申請者の印鑑（認印で可）											
養育医療意見書 （指定医療機関の医師が作成したもの）	市町村民税額を証明する書類の原本											
世帯調書	お子様（対象者）の健康保険証 ※未発行の場合は、扶養する保護者のものでも可											
<b>■個人番号（マイナンバー）の確認書類（世帯調書に記載のある方全員分）</b> ・通知カード（紙製）または個人番号カード（顔写真付きのプラスチック製） または、個人番号が記載されている住民票の写し												
<b>■身元確認書類（申請者） → 以下の①のうち1点、または②のうち2点</b> ①公的機関発行の顔写真付きのもの （個人番号カード・運転免許証・在留カード・身体障害者手帳・パスポート・写真付き住民基本台帳カードなど、どれか1点） ②顔写真がついていないもの（健康保険証・年金手帳など）												
3回目	医療券の交付	<table border="1"> <tr> <td>申請者の印鑑（認印で可）</td> </tr> <tr> <td>受け取り人の本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）</td> </tr> <tr> <td>申請者の委任状（来所者が申請者と異なる場合）</td> </tr> </table>	申請者の印鑑（認印で可）	受け取り人の本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）	申請者の委任状（来所者が申請者と異なる場合）							
申請者の印鑑（認印で可）												
受け取り人の本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）												
申請者の委任状（来所者が申請者と異なる場合）												



### 市町村民税額を確認する書類について

#### 原則、令和 年度分の市町村民税額を証明するもの

「養育医療意見書」の診療予定期間初日が  
1～6月の場合は前々年分所得、7～12月の場合は前年分所得の証明書が必要です。  
世帯全員の証明書等が必要ですので、次のいずれにあたるかをご確認ください。

- 住民税課税（非課税）証明書（原本）
- 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書（原本）
- 市民税・県民税 納税通知書（全てのページ）（原本）
- 生活保護受給証明書等（原本）

課税証明書について、該当年度分は1月1日現在、住民票を置かれている住所地で発行できます。

川西市には地区担当の保健師がおります。

今後お子様の成長・発達を一緒に見守り、家庭訪問などで支援させていただきますので、何かありましたら、遠慮なくご連絡ください。

〈提出・問い合わせ先〉

川西市保健センター 養育医療担当

〒666-0016 川西市中央町12番2号

☎072-758-4721（平日9時～17時）